

平成 29 年 4 月 17 日

静岡県知事 川勝 平太 様

所在地 東京都千代田区大手町 1-7-2

氏名 株式会社レノバ

代表取締役社長

木南 陽介



(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書についての
意見の概要の送付について

静岡県環境影響評価条例第 13 条の規定に基づき、(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方
法書についての意見の概要を、下記のとおり送付します。

記

1. 送付書類

- (1) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (2) 当該意見書の写し

以上



平成 29 年 4 月 17 日

(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書
公告・縦覧、説明会の開催、意見書の提出について

(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書に係る公告・縦覧、説明会の開催、意見書の提出について、以下のとおりご報告します。

1. 公告・縦覧について

- (1) 公 告 平成 29 年 2 月 27 日
- (2) 縦覧期間 平成 29 年 2 月 28 日～平成 29 年 3 月 27 日
- (3) 縦覧場所 ①静岡県くらし・環境部環境局生活環境課
②御前崎市役所環境部環境下水道課
③御前崎市御前崎支所
④御前崎市御前崎公民館
⑤牧之原市役所市民生活部環境課
⑥環境保全センター
⑦牧之原市トーキ地頭方

2. 説明会の開催について

- (1) 開催日時 平成 29 年 3 月 15 日 18:30～20:00
- (2) 開催場所 御前崎市文化会館
- (3) 参加者数 28 名

3. 意見書について

- (1) 提出期間 平成 29 年 2 月 28 日～平成 29 年 4 月 10 日
- (2) 提出方法 縦覧場所の意見書箱へ投函または郵送
- (3) 提 出 先 株式会社レノバ 新エネルギー事業部
- (4) 提 出 数 8 件

意見書に記載された意見の概要を記載した書類

意見書番号	意見内容
1	<p>浜岡原発で懲りずにまた作るのですか。住民を何と思っているのですか。</p> <p>社長の家族は遠くに住んでいて何と思っているのですか。地元に住んでごらん。静かなところでしたのに反対です。</p>
2	<p>バイオマス、聞いたことのない話です。それもいい話ではないと思う。 燃やす、原料も外国からのもの。虫、病気、アリだけでもいや。ダニ、どうしてくれのか。</p> <p>この景観をどうするのですか。 広い土地を利用したいのなら、どうか、将来、良かった、良かったと、未来に生きる人たちが幸せで夢のある生活をさせてやりたい。</p> <p>今原発で不具合があれば、家にも帰ってこられない所に住んでいます。とても残念で、テレビを見ながらあのようになりたくない。</p> <p>またバイオマス発電所を何故御前崎に持ってくるような計画ができたのか。腹が立つ。作る計画を立てた方々の住んでいるところにおつくり下さい。作りたくて、作りたくてたまらないですか。どうか移住してきてください。</p> <p>ようく、胸に手を当て、自分のことと思って、どうするか、返事を出してください。</p> <p>絶対反対。できるとしたら恨みます。</p> <p>きれいな海、富士山がみられなくなったらどうしよう。肺が悪くなったらどうしよう。私たちより、子供、孫に元気に暮らさせてください。</p> <p>もし土地があるのでしたら、良い工場を持ってきてください。</p>

意見書番号	意見内容
3	<p>1. 復水器等の冷却水について 冷却水量は約 $4\text{m}^3/\text{s}$ を計画しているとの事ですが、1日当たりに換算すると約35万 m^3になると思われます。取排水を行う予定の対象事業実施区域の近くには、大型コンテナ船が接岸する岸壁があります。そのような大量の海水を取排水して水深等に影響はないのでしょうか。又は、接岸している船舶あるいは付近を航行している小型船舶等への影響はないのでしょうか。</p> <p>2. 一般排水に関する事項 一般排水と復水器の冷却水（排水）は別物ですか。復水器の冷却排水が35万 $\text{m}^3/\text{日}$に一般排水 $600\text{m}^3/\text{日}$を加えた排水量を海洋投棄するということでしょうか。</p>
4	<p>(バイオマス発電所建設に対する意見) われわれ漁業者としては、バイオマス発電所からの温排水が、沿岸漁業へ与える影響を懸念するため、建設には反対である。</p> <p>(環境影響評価方法書に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取水、放水の位置と方向が不明確にも拘らず、測定ポイントの選定がされているが、その根拠を示してほしい。 ・ 調査ポイントは漁船の航行、しらす船曳漁業等の操業区域に干渉する。特に潮流観測など長期に亘るポイントは、操業等に支障となると想定されるため、事前に漁業者との調整及び周知が必要と思う。 ・ 地頭方港北側の沿岸エリアにおける観測点が少ないが、沿岸部には藻場が存在し、ワカメ養殖も行なわれているため、確認が必要と思われる。 ・ 温排水の量(4トン/秒)を最小限にする方法は無いか？ 例えばクーリングタワー式とか。 ・ 当海域はカジメ等の藻場が復活しつつあるが、温排水による海藻類への影響を懸念する。周辺海域の海藻類生育状況調査が必要と思う。 ・ 一般排水(600トン/日)は海域の何処に放出されるのか？ 放出場所によっては放出される淡水が海域に与える影響が懸念されるため評価が必要と思われる。 ・ 夜間照明はどの程度の明るさか。漁業への影響も心配される。 ・ 外来船で燃料チップ等を搬入する計画であるが、この際に特定外来種も付着して持ち込まれ事が無いか。その際の予防と対策はどの様に考えているか。

意見書番号	意見内容
5	<p>・環境保全の調査に対する要望について</p> <p>環境影響評価方法書説明会では、御前崎港に、（仮称）御前崎港バイオマス発電事業の施設稼働時に排気筒より排出される粉じん、焼却灰、悪臭他をすべて低減、軽減と説明しているが、基準いくつに対して何パーセント以下に軽減するというように具体的に表示をしていただきたい。</p> <p>・東海、東南海地震による津波の危険があると思われるのに、施設を建設することについて</p> <p>民家が少ないからとの説明だが、環境が悪くなる場所に住む住民が少なければ住民は犠牲にしても良いということか。</p> <p>環境は今より悪くなるとの説明だが、どの位の範囲まで影響があるのか、施設の近くに住む住民にどのような影響が出るのか、きめの細かい調査を要望する。</p> <p>私たちは、子々孫々までも地域の環境保全を守っていく義務があるので徹底した調査を要望します。</p>

意見書 番号	意見内容
6	<p>・環境保全の調査に対する地点追加要望について</p> <p>女岩地区は、旧海岸線臨港道路沿いから山沿い及び台地には民家が多数あり、多くの住民が生活しており、また台地には茶畠等が広く作られている。</p> <p>御前崎港に（仮称）御前崎港バイオマス発電事業を実施しようとする場合、距離にして700mから1,600m付近に位置し、太平洋側を低気圧、前線、台風が通過する時は、北から北東の風が吹き、その風下になるのが女岩地区、新谷地区である。</p> <p>北から北東の風は年間70日余り吹くことは地元民は知っている。</p> <p>環境影響評価方法書説明会では、女岩地区、新谷地区は調査地点に入っていたが、粉じん、焼却灰飛散降下、施設稼働時悪臭、騒音、低周波振動、チップ移動保管時の悪臭等、住民の生活に全く影響が及ばないか調査を要望する。</p> <p>また、台地は海拔43mくらいに位置するが、排気筒の高さは58mと説明を受けており、その差は15mしかないが、北から北東の風で、粉じん、焼却灰の飛散降下、悪臭、CO₂、騒音、低周波振動 他、住民の生活環境に全く影響が及ばないか調査地点の追加を要望する。</p>

意見書 番号	意見内容															
	<p>意見書を次のとおり提出する。なお、同意見書が、環境影響評価書にどの様に反映したか、後日、説明をお願いする。</p> <p>◎大気質・粉じんの影響</p> <p>1 大気汚染防止</p> <p>排ガスを集じん装置に入れ、粉じん処理後の煙突からの大気汚染物質の拡散が、現在の御前崎周辺の全く無公害な環境に馴染まなく、環境保全上、地域住民は大変心配している。</p> <p>なお、環境保全の見地から方法書の意見として述べると、集じん装置の型式変更等の対策を提案したい。すなわち、集じん装置型式を、バグフィルターから電気集じん機に変更する。文献にて、両型式の集じん機捕集限界粒子等を比較すると、</p> <table border="1" data-bbox="346 1343 1256 1432"> <thead> <tr> <th data-bbox="346 1343 489 1372">型式</th><th data-bbox="489 1343 679 1372">捕集限界粒子(μm)</th><th data-bbox="679 1343 901 1372">圧力損失(mmH2O)</th><th data-bbox="901 1343 1076 1372">ランニングコスト</th><th data-bbox="1076 1343 1256 1372">保守性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="346 1372 489 1401">バグフィルター</td><td data-bbox="489 1372 679 1401">0.1</td><td data-bbox="679 1372 901 1401">150~200</td><td data-bbox="901 1372 1076 1401">大</td><td data-bbox="1076 1372 1256 1401">低</td></tr> <tr> <td data-bbox="346 1401 489 1432">電気集塵機</td><td data-bbox="489 1401 679 1432">0.01</td><td data-bbox="679 1401 901 1432">10~20</td><td data-bbox="901 1401 1076 1432">小</td><td data-bbox="1076 1401 1256 1432">高</td></tr> </tbody> </table> <p>電気集じん機の捕集粒子度は1/10であり、圧力損失も1/10であり、かつ、付属機器の負荷が少なく、機器の稼働音、振動並びに、集じん機のコスト・保守性からも検討を要する。</p>	型式	捕集限界粒子(μm)	圧力損失(mmH2O)	ランニングコスト	保守性	バグフィルター	0.1	150~200	大	低	電気集塵機	0.01	10~20	小	高
型式	捕集限界粒子(μm)	圧力損失(mmH2O)	ランニングコスト	保守性												
バグフィルター	0.1	150~200	大	低												
電気集塵機	0.01	10~20	小	高												

意見書 番号	意見内容
7	<p>2 調査地点追加について</p> <p>図3.1-3 風配図によると、風向きNE～ENEが、年間合計で21.8%の出現頻度にある。この風下に該当する地区として、新谷・女岩地区となり、追加調査地点とすべきである。</p> <p>また、風下同軸上での距離範囲にわたっての環境評価も必要とすべきである。なぜならば、周辺地域の形状は、沿岸地域の背後に急傾斜地、さらには、台地を背負っているので、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト現象を考慮する必要がある。よって、調査・予測及び評価の手法の見直しが必要である（現環境アセスメント計測地点は、風向きEの年間5%地点の遠渡地区1ポイントのみであり、かつ、風下同軸上での距離範囲の考慮がなく、大気汚染の計測方法に関して、その評価方法に前途心配である。</p>

意見書 番号	意見内容
	<p>3 粉じん (降下ばいじん) (施設稼働時)</p> <p>調査地点の確認：調査手法に記している地点は1地点のみであるが、表4.2-1では3地点となっている。</p> <p>前記2項の関連より、調査・予測及び評価の手法の見直しが必要である（計測地区追加と、風下の同軸上で距離範囲にわたっての環境評価も必要となる）。</p>
	<p>4 悪臭 (施設稼働時)</p> <p>施設稼働後、煙突よりの臭気は、集じん装置では排除できないと思われ、かつ、燃料チップ長期蓄積物等からの悪臭も心配される。前項と同じ理由より、調査地点追加として、N～NE風下地区の新谷、女岩地区を追加する。</p>
7	<p>◎ 騒音・低周波・振動 (施設稼働時)</p> <p>風配図による風下範囲の多い、新谷・女岩地区の追加を必要とする。また、稼働調査期間の記載がない。</p> <p>◎景観について</p> <p>我が故郷の景観の満足度として、</p> <p>1) 富士山の山系すべてが眺望できる環境にある。</p> <p>駿河湾沿岸一帯（相良海岸～大崩～久能山～富士山山系～伊豆半島）すべてが一体として遠望でき、かつ、駿河湾は、我が庭と位置付けて自慢の種としている。</p>

意見書 番号	意見内容
	<p>2) 南・北アルプスの山系の降雪状況等が遠望できる。</p> <p>3) 太平洋の洋上の水平線に、伊豆七島の内の利島・新島・式根島・神津島の4島が、大気条件次第では遠望でき、水平線上に浮かんで見える。</p> <p>この様な眺望環境を守って行くことが、我が地元住民の心意気として生活している。</p> <p>県バイオマス発電事業の設置に係る配慮事項にあって、生活環境・自然環境並びに景観の保全の観点等に配慮すべきと記しており、この度の貴発電事業は、環境負荷等の低減を図る事項に相反していると考察される。</p> <p>また、この程、県の景観形成計画を策定・公表した意図を含め、是非とも現在の景観を守るべきすばらしき眺望景勝地であると是非とも認識して欲しい。</p> <p>なお、貴事業計画の環境アセスメント調査・手法・評価方法に関して述べると、図4.2-8記載の5地点に追加地点として、港坂・寺坂・観音坂・久々生坂・エイゴ坂の各坂での中腹並びに坂上、さらには、御前崎小学校の校舎、校庭を希望する。</p> <p>調査方法として、フォトモンタージュ法での眺望景観の変化として、視距離・水平見込角・仰角・スカイラインの分断及び景観の連続性等を考慮し、景観の地元住民の満足度にどの様に反映するものか、評価・判断できる資料の提出をお願いし、環境アセスメント関連部署での審議をお願いしたい。</p> <p>なお、貴事業所設立の場合、煙突（高さ58m）樹立位置と富士山山系が重なる場所が、上記の追加地点の範囲内で発生することも確認されている。</p>

意見書 番号	意見内容
	<p>◎人と自然との触れ合いの活動の場（施設の存在・稼働）</p> <p>調査・評価の手法として、下記事項に対して影響を考察する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 海の生息物類に対しての、漁業を営む者の収穫の場面 2) 御前崎港・地頭方港の岸壁釣り人客の状況変化 3) 農業収穫時期の農作物への影響の調査（特に、新茶手摘み時期） 4) エコパークの植生物への影響 <p>調査時期・調査地点は、その場・その時期の人々の動向を調査する。</p> <p>◎工場・事業場からの排水</p> <p>1 設備の海水冷却量=約4m³/秒、取水温度差=7°C以下の排水温度に対して、周辺海域の温度上昇による生態系変化が、非常に心配される。</p> <p>周辺海域には、地頭方地区（区画漁業権）のワカメ等の養殖海域、定置網漁業域、さらには、エビ・シラス・タコ漁等の生計を醸している漁業が営まれている。</p> <p>周辺住民は、岩場海藻類の生態が、原子力発電所の排水温度で衰退したが、今日やっと復活傾向にある。海水温度上昇が、どれ程に海中生態に影響するとか身をもって感じてきている。よって、再び同じ事を繰り返さないためにも、審議をお願いしたい。</p>
7	

意見書 番号	意見内容
7	<p>なお、貴事業計画の環境アセスメント調査・手法・評価方法について、</p> <p>a) 排水海域は、水質汚染防止法指定海域でなく、排水に関して適用されないとの記載理由？</p> <p>b) 工場・事業場からの雨水等の排水処理の対応策？</p> <p>c) 場内の排水処理施設の記載内容？</p> <p>2 水環境／水質 表4.2-6(3)～表4.2-7に関して、</p> <p>a) 施設稼働時の水温・潮流の計測調査時期として、工場排水方法、位置が、現時点で明白でなく、決定後の調査地点の公表を要する。</p> <p>b) 計測時期は、海藻収穫時期・漁業時期（エビ・しらす漁）に設定を要する。 したがって、年間/4季/各1回 15日連続とするは、該当せず再検討を要する。</p> <p>c) 底質の調査・評価項目の記載が無い理由は？</p> <p>*冷却海水排出温度の低減対策を考慮 海水冷却水の高温排水による周辺海域の生態物の影響の軽減のために、温排水を活用しての温度の低減策を採用することを考慮して欲しい。</p>

意見書 番号	意見内容
	<p>◎動物・植物・生態系（施設の存在）</p> <p>1 動物 哺乳類・鳥類・昆虫類・爬虫類・両生類の生息分布状況・生息環境について</p> <p>事業所背後地の急傾斜地植林は、鳥獣保護区（集団渡来地）となっている。鳥（メジロ・ウグイス・ヒヨ等）の生息動向調査と、事業所送電線網の影響調査が必要とされる。</p> <p>a) 秋の終り、西風に逆らって、メジロの群れが、次から次へと飛来、舞い降りる。</p> <p>b) ウグイスの春を告げるきれいな鳴き声が、周辺傾斜地で鳴き合わせている。</p> <p>c) 台地から事業所までの送電線網の飛来鳥類への影響調査。</p> <p>7</p> <p>2 海域に生息する動物</p> <p>シラス、タコ、エビ、アワビ、ナマコ類、定置網漁に対しての調査時期を、収穫時期にあわせる必要。調査地点は、漁業者指定場所となる。</p> <p>◎陸生植物及び植生の状況</p> <p>事業所背面の御前崎/地頭方地区周辺台地には、農産物として、お茶・大根・玉ねぎ等の生産地である。大気汚染・降下ばいじん等よりの被害並びに、風評被害が心配である。農業を営む地域住民は、心配している。</p>

意見書 番号	意見内容
	<p>a) 農産物の収穫時にあわせての調査</p> <p>特に新茶は、露地栽培において、静岡県で一番先に収穫され、手摘み収穫する地域があり、新茶の新芽に対する大気汚染度合の影響が、大変心配である。</p> <p>b) 事業所周辺の、エコパークに植生している草花・池に生息している動物・植物への影響調査を要す。</p> <p>◎焼却灰の取扱い（なぜ、環境影響評価制度の方法書の調査項目として記載無きか心配する）</p> <p>7 焼却灰・燃え殻等含めて、産廃業者委託方針との説明であるが、焼却灰等の処理に関する搬出・運搬・貯蔵処分先での粉じんが、大変大きな問題となるのは明白である。どのように、貯蔵廃棄処分するのか、環境影響評価方法書には何も記載されていない。バイオマス発電事業所の設置に対する、大変大きな環境影響評価の問題の一つである。</p> <p>貯蔵処分先での自治体の住民の折衝・納得をどのように得るのか回答を頂きたいし、環境影響評価方法書に記載、評価の手法等の記載提示をお願いする。</p> <p>失礼だが、焼却灰の産廃業者委託とは、貴事業所の責任逃れと思われても仕方なく、今後の対応に注視したい。貯蔵処分先の決定・地域住民の賛同が、絶対必要となる事が、環境影響評価制度の手法評価の重要項目となる。</p>

意見書 番号	意見内容
	<p>その他、環境影響評価制度にて検討すべき下記事項の説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 焼却灰及び燃え殻等の日あたりの排出量 2) 燃料チップ購入元次第では、蓄積放射能汚染問題に発展する可能性があり、 3) 事業所内の焼却灰・燃え殻等の保管方法、その施設構造並びに、飛散防止策・換気方法・水分調整・搬出方法の説明 4) 事業内保管・搬出に伴う、施設内、周辺への飛散・雨水による流出防止策 <p>◎燃料保管方法</p> <p>木製ペレットは、屋内とし、パーム椰子殻及び木質チップは、屋内又は屋外と記載説明がある。屋外での貯蔵方法、粉じん飛散防止策、さらに、屋内を含めての貯蔵材蓄熱発生に対する火災防止対策は？</p> <p>*燃料搬入ルートとして、陸側からの搬入ルートの記載なし？</p> <p>◎大地震の対応工事内容の構造物の説明等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 津波対策 <ol style="list-style-type: none"> a) 防護壁・燃料タンク防油壁の増設 b) 燃料チップ類、焼却灰等の浮遊物の沿岸住居地域への漂着防止策等 <p>◎その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ボイラ施設、排熱利用の煙突内の構造物の効率維持のために、同構造物の排ガス側に付着した燃焼煤を取外す行為を行うと思われるが、この時の煙突より排出される付着煤への環境保全対応策

意見書 番号	意見内容
	<p>私は、将来世代のためにも悔いが残らないよう、この計画は撤回すべきと考えます。なぜなら、貴社にとっては、全ての住民の発電事業に対しての不安を払拭するための対策費、また、事故（津波、地震を含む）に対しての補償費、材料費や運搬費の高騰、電力施策の変更等、コストの面や様々なリスクがあるからです。また、雇用創出や地域経済の寄与があると言われますが、現在、港にはたくさんの新車が所狭しと並び、海上輸送されていますが、発電所ができれば、（風評被害を含み）ばい煙が降り注ぐとというだけでも自動車会社から敬遠され、移転していったり、他の企業もこの地に見切りをつけて去ってしまい、ますますこの地が過疎化の歯止めがかからない魅力のない所になります。</p> <p>ところで、現在の港湾法はどうなっているのか知りませんが、運輸省令にもあるように、「計画については、周辺・隣接地域の自然・生活環境の保全を十分に考慮しなければならない」ということで、方法書が縦覧場所に設置され、意見書の紙を用意したり、説明会が行われたことと思いますが、それは形のみで、真の住民への説明とはなっていません。今回、御前崎市・牧之原市及び吉田町・焼津市等周辺地域への周知はどのように行われたのですか。新聞の小さな記事やほんの一部の縦覧場所、御前崎市の会場のみの説明会、しかもほんのわずかな期間しか方法書が閲覧できなかつたり、意見書の受け付けも然りでした。これで十分でしょうか。説明会も、何度も何度も、住民が納得いくまで、それぞれの専門分野の中立な知識人も加えて、時間をかけ、将来世代のため、地球全体のために為すこと、為してはいけないことを見極めてください。</p>

意見書 番号	意見内容
8	<p>1. 発電用の燃料</p> <p>年間35万トン。しかも長期間の安定供給のために海外からの輸入。それは、はじめは間伐材や椰子殻等で足りるかもしれないが、やがて、木を切って産出国の森林破壊につながっていく。日本で買い付けるのではなく、その国で、その資源を活かし、肥料や燃料等有効利用すべき。</p> <p>2. 津波の対策</p> <p>現在、この周辺地域は、莫大な予算を使って防波堤の嵩上げ工事や避難タワーを作ったり、海辺の住民は引越しをして高台に移って来ています。最も危険な埋立地に発電所や倉庫、燃料を運ぶ船や車、屋外に保管されたものや、人は巨大津波にのみこまれることはないか。津波対策はどこまで想定し、どこまで万全を期しているのだろうか。想定外は許されない。</p> <p>3. 環境調査、予測及び評価の方法</p> <p>環境影響が、実行可能な範囲内で回避・低減されているか検討をするとあるが、人が行う適正には曖昧さが残り、及ばないものは、回避はできない。一度失われたものは元に戻れない。かつて、この海は国内有数の海中林豊かな海でした。港ができ、埋立てが進み、海流が変わり、磯焼けが始まり、海は瀕死の状態です。これ以上、駿河湾に浮かぶ富士山のすばらしい景観が発電所で見えなくなったり、景色が一変したり、豊かな海を取り戻そうとしている時に、海水温を上げたり、空気を汚さないでください。</p>

意見書 番号	意見内容
4.	<p>後始末</p> <ul style="list-style-type: none">・燃え殻の処理は有効利用するとあるが、100%はあり得ない。この地に埋めるのか。・営業の期間はどのくらいか。終了後はどうするのか計画の公表がない。また、諸事情により運転中止や撤退した場合の施設の保全や管理はどうなるのか。
8	<p>以上、思いつくまま書きましたが、私を含めて投書された意見書や説明会での地域住民の声の公表をどうするのか、これからまだ知らない人への説明をどうするのか、回答してくださいますようお願いします。</p>